幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の入園申込をされる方へ(令和９年度)

今治市
保育幼稚園課

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)とは

満３歳～小学校就学前までのお子さんを対象に幼児期の教育を行う施設です。保育所と違い、保護者の就労や疾病等の、保育の必要性の有無を問わず、どなたでもご利用いただけます。ご利用いただく方は、教育・保育給付認定１号の認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定とは

教育・保育施設を利用する際に申請いただく認定のことです。幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)をご利用いただく方は１号認定、保育所・認定こども園(保育所部分)をご利用いただく場合は２・３号認定を申請いただきます。

認定申請・入所(園)申込書の提出期限 および 提出先

入 所 時 期	受付期間 及び 期限　（※）	提 出 先	利用調整
令和９年４月	令和８年11月13日(金)～12月10日(木)	第1希望の施設	各事業者が公正な方法により選考し、各事業者から内定をお知らせします
令和９年5月～令和10年3月	入所希望月の前月中旬頃まで		

※４月入所については最初の締め切り時点で、入所可能児童数に満たない場合は追加募集を行います。追加募集の締切日は３月中旬頃までです。

※保育を必要とする3歳以上で、保育所・認定こども園(保育所部分)との併願を希望する場合

① 幼稚園に入所申し込みをし、保育所又は認定こども園に併願していることを伝えてください。

② 並行して、保育所又は認定こども園に認定申請・入所申し込みをしてください。

③ 市で入所調整した結果をお知らせします、最終的な入所施設を決定し保育幼稚園課まで連絡してください。

保育料・副食費について

■ 保育料について

令和元年10月からの制度改正に伴い、保育料は全世帯が無償となっています。

■ 副食費について

令和元年10月からの制度改正に伴い、**算定対象者の市民税の所得割の合算が77,100円以下の場合は副食費が減免されます。所得割額77,101円以上の世帯についても、小学３年生の子から数えて第３子以降の場合は副食費が減免されます。**

■ 副食費減免の判定に使用する税について

副食費の期間	算定の基となる税	算定の対象者
令和９年４月～８月	令和８年度市民税（均等割および所得割額）	児童の父母 および 扶養義務者（家計の主宰者）
令和９年９月～令和10年３月	令和９年度市民税（均等割および所得割額）	児童の父母 および 扶養義務者（家計の主宰者）

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を差し引く前の市民税所得割額をもとに計算します。

※ 祖父母等（入所児童のきょうだいを含む）と住民票上別世帯となっていても同じ住所の場合、父母の収入が生活保護基準（第1類+第2類+ ひとり親加算）を超えない世帯は、祖父母等の課税額が合算されます。

※ 市民税が未申告の場合は副食費の算定ができませんので、必ず申告をお願いします。
市民税額について不明な点などありましたら、市役所市民税課、各支所住民サービス課にお問い合わせください。

※ 海外に居住していた方で市民税が課税されていない場合は、年間収入額の分かる書類を提出してください。

■ 副食費減免の決定について

● **入所継続者・4月入所者**　・・・調査決定のうえ、4月中旬に通知します。

● **年度途中入所**　・・・調査決定のうえ、入所希望月の前月中旬に通知します。

預かり保育費について

■ 無償化(補助)の範囲について

保育の必要性がある方のみ、月毎に490円/日×利用日数を限度額として無償化されます。
（12,300円/月が上限。**満３歳児についてのみ、市民税非課税世帯であることも条件**となり、上限額は17,700円/月です。）

■ 補助の支払いについて

預かり保育費については、一旦施設にお支払いください。３ヶ月毎に請求書を記載いただき、保護者口座に振り込みさせていただきます。必要な手続きについては、利用施設を通じてご案内させていただきます。

■ 必要な申請・申請時期について

裏面にて案内させていただく『施設等利用給付認定申請書』等の提出が必要です。
申請いただいた日以降の預かり保育費が無償化(補助)の対象となります。**申請日は遡れませんので、必ず事前に申請いただきますようお願いいたします。**入所の申請と同時に行っていただくことも可能です。

■ 入園施設以外の預かり保育を使用される場合

他施設にて行われる預かり保育を併用されている場合は、在園されている幼稚園・認定こども園の、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が８時間未満又は年間開所日数が200日未満のいずれかの場合に該当する施設のみ、上限額の範囲内で支給の対象となります。

島嶼部を除いた**今治市内の幼稚園・認定こども園については上記の基準には該当しないため、他施設の預かり保育については無償化(補助)の対象とはなりませんのでご注意ください。**

提出資料について

■ 入園いただく方全員に提出いただく資料

● 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（令和９年度）

各施設にて配布される様式をご利用ください。

■ 預かり保育の無償化に該当する方に提出いただく資料

● 子育てのための施設等利用給付認定申請書

各施設にて配布される様式をご利用ください。

● 振替口座登録申請書（施設等利用費用）

各施設にて配布される様式をご利用ください。

● 保育の必要性を証明する書類

下記の理由より、該当する項目の証明を父母それぞれ揃えて、申請書に添付してください。
※年度途中入所の場合は、入所希望月２か月前からの証明が有効です。

- ◆ 必要な様式は各施設や保育幼稚園課で配布しています。一部はホームページからダウンロードできます。
- ◆ 提出が必要な書類がそろいましたら（父母、それぞれ必要です。）、書類チェック欄の該当項目に☑をしてください。

保育を必要とする理由			提出が必要な書類	書類チェック欄 父	書類チェック欄 母	認定期間（限度の参考）
1	**就労**（月64時間以上必要）	会社等に常勤・ﾊﾟｰﾄ等で勤務	⇒ 就労証明書	□	□	状況による
		自営業主・自営専従者 農業・漁業・内職	⇒ 就労証明書 ＋ 営業許可証、登記事項証明書、青色申告開業届、確定申告書、売上伝票、売買契約書などいずれかの写し	□	□	
2	**妊娠・出産　（出産の前後）**		⇒ 母子健康手帳 （表紙と予定日のﾍﾟｰｼﾞのコピー）	／	□	産前産後各8週の属する月
3	**保護者の病気・障がい等**		⇒ □ 診断書（原本） □ 身体障害者手帳（ｺﾋﾟｰ） □ 療育手帳（ｺﾋﾟｰ） □ 精神保健福祉手帳（ｺﾋﾟｰ） いずれかひとつ	□	□	状況による
4	**病人(親族）の介護・看護等**		⇒ 介護（看護）申立書　と添付資料	□	□	状況による
			⇒ 添付資料：□診断書 □身体障害者手帳（ｺﾋﾟｰ） □療育手帳（ｺﾋﾟｰ） □精神保健福祉手帳（ｺﾋﾟｰ） □介護保険被保険者証（ｺﾋﾟｰ）とケアプラン（ｺﾋﾟｰ） いずれかひとつ	□	□	
5	**災害復旧**		⇒ 罹災証明、民生児童委員の確認	□	□	状況による
6	**求職活動**		⇒ 求職申立書　＋　状況確認の書類	□	□	最大３か月
7	**就　学**		⇒ 就学申立書 ＋ 学生証ｺﾋﾟｰまたは在学証明等 ＋ カリキュラム（時間割）	□	□	就学期間

※証明書類の提出後、内容に変更があった場合（保育の理由、勤務時間や場所の変更など）は、その都度証明書の提出が必要です。

申し込みに関する注意事項

● 個人番号(マイナンバー)の取り扱いについて

申請書に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、本人確認として申請者（保護者）の書類の提示が必要です。

① 個人番号カード　または　個人番号通知カード　　※個人番号カードの場合は②の書類は不要
② 申請者（保護者）の身元が確認できる書類（運転免許証など）

● 転入予定の方

入所希望月の前月末までに今治市に転入済みの確認ができない場合は入所できません。

● 今治市外から申し込まれる方

隣接する市町村等に居住したまま、今治市内にある施設を利用される場合につきましては、今治市様式ではなく、
お住まいの市町村の様式を使用していただくこととなります。
必要な申請や時期については、各市町村毎に異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

● その他

※ 申し込み後に入所を取り下げる場合は速やかに各施設、もしくは保育幼稚園課まで連絡してください。
※ 世帯状況等に申込時との変更があった場合は必ず保育幼稚園課まで連絡してください。副食費等が変更になる場合があります。
※ 転職等や希望により認定内容を変更する場合は、変更申請書と変更理由の確認のための書類（就労証明等）をそえて、変更申請をしてください。